



P2からここまで  
原告の宣誓 および 原告代理人による尋問と原告による陳述 省略

#### 被告（反訴原告）

入手のことについてですが、あなたはただいま水俣病の藤木論文を水俣病フォーラムのほうから入手されたということを質問に対して答えられました。それに対して、私はこれは入手が難しいので、予備調査委員会で青木教授に対してこれは難しいと言いましたら、青木教授は、いや、そんなことないで

すよ、私は藤木教授に、あなたに聞いたらば、これは水俣病資料館にあるから、そこから得られると聞きまして、私はこのとおりに手に入れましたと言われました。あなたは、青木教授にこれは水俣病資料館で得られるということを行いましたか。

水俣フォーラムから入手してもらったものに際して、水俣の資料室だったか、資料館ですか、それか水俣の国立水俣病研究所か、何かそういったところから入手したと聞いていたんで、ちょっと正確にそのとき忘れてしまったんですけど、そういうところから入手したというふうに聞いていますということを委員会には伝えました。そうしたところが、委員会では、そのとおりに入手しようとしたところが簡単に入手できたというふうに、私は予備調査委員会のほうでは聞かされました。私はそのときに、青木教授から示されたコピーを見て、あ、これはあなたからもらったコピーと全く同じなので比較したいと言いましたら、青木教授は、鈴木先生はこれをなくしたと言ってますと言いました。自分のコピーはなくしたと言ってますよと言いましたが、それは本当ですか。覚えてますか。

いや、記憶にないですね。

今現在も持ってますか。

はい、持ってます。

さらに大事なものは、喜多村教授が編著した「水銀」という著書ですが、これは1972年に出ております。今から45年も前に出ておる著書なので、これは農学部の図書にありますか。

私は、その必要箇所をコピーしてもらったものを水俣フォーラムから受け取ってるものですから、それが図書館にあるかどうかということまでは分かっていません。知りません。

そのときに水俣フォーラムからもらったものの中に、大事な部分である汚染の激しい水俣湾ではえらからの取り込みが考えられるという箇所が、あなた

が引用した文書のすぐ下にあるんですが、これは読みましたか。

恐らく読んだと思いますが、私はその根拠ですね。根拠がどこにあるのかということを知りたかったので、元のデータに当たることのできない、そういう見解みたいなものについては、あまり重視しなかったということは事実です。

でも、あなたはえらからのメチル水銀取り込みがないという根拠に、この喜多村の「水銀」という著書を選んでおりますが、それでよろしいのですか。

私は、えらからメチル水銀が取り込まれることはないとは言っていない。酸素と同じように取り込まれるということはないということと言ったんですね。ですから、ある程度は取り込まれるでしょう。ただ、その効率は酸素の取り込み効率の100分の1とか125分の1とか小さなものです。

それはどこに書いてありますか。今、証言したことはどこに書きましたか。

100分の1とか。

125分の1というふうに訂正しました。1万2500分の1というふうに最初してしまったので、125分の1というふうに訂正いたしました。

あれは私の理論式を藤木論文に適用したときに125倍違うという趣旨ですから、125分の1程度はえらから呼吸するという話にはなっていないんですが、あなたはそういう主張をするんですか。

西村先生は、えらを通過する海水中に含まれてるメチル水銀は、100パーセントえらから体に取り込まれるんだということで、この本を書いています。しかし、私はそれは、その酸素の取り込み効率はその125分の1ではないですかということを指摘してるんです。

被告（反訴原告）代理人小松

乙第19号証（意見書）添付の資料8を示す

これは先生の投書に引用された「水銀」という書籍ですが、これを読まれたことはありますか。

部分的にですけれども、読みました。部分的に送られてきましたので。204ページですが、上から15行目、一般自然界の水銀は食物連鎖が主体であると考えるのがまずは妥当であろう、しかしながら、人為的な廃水や水銀剤投棄などの汚染水域については、えら呼吸が大きく関与していると思われる、すなわち表5.25の水俣湾の汚染時データを見れば、魚の食性の差は現れていない、微量ながら含まれた水の汚染がえら、または飲水吸収されて、最初の濃度蓄積量を高めているとみなされると書いてありますが、この部分は読みましたか。

大分前のことですから、ちょっと記憶に定かじゃありませんけど、読んだはずですよ。

先ほどあなたは、えらからのメチル水銀蓄積は無視することができるほど小さくて、それは125倍だとおっしゃいましたが、この「水銀」という文献から見て、あなたの言ってることが裏付けられますか。

これは直ちに裏付けられるかどうか分かりませんね。

被告（反訴原告）

甲第8号証（原告から被告に宛てた電子メール）を示す

あなたは私に対して出した手紙、7年8月17日に私がいただいた、あなたが水産学会に投書をする直前に出したものの中で、私の説は現場に混乱を与えてると、私がメチル水銀が、魚がメチル水銀を吸収するという説が現場に混乱を与えているので、それを正さなければいけないから、私は投書することにしたという趣旨になっておりますが、現場に混乱を与えてるといのはどういうことでしょうか、ここで言ったのは。現場といのはどこのことで、混乱といのは何のことでしょうか。

ちょっと、例えば水俣フォーラムといのは、水俣病を。

水俣フォーラムは現場ではないですよ。例えば水俣フォーラムで。

そういう水俣病の歴史をきちんと語り継ごうという団体で、それをどういうふうな、水俣病がどういうふうにかかったのかということにかかわる非常に重要なところですよ。食物連鎖の結果だったのか、呼吸だったのか。例えば、そういうところで、呼吸なのかと、海水から直接取り込まれたと考えるべきなのか、食物連鎖なのかというようなことを現に迷って私のところに相談来てるという意味で、広い意味で言えば、現場で混乱の1つではないかと思えますけれども。

あなたが水俣病についてどういにかかわりをなさったことがありますか。

水俣病に直接かかわりを持ったことはありません。私は水俣フォーラムという団体の会員であり。

会員ですね。

はい。その水俣病というものを後代まで歴史を伝えていこうじゃないかと、そういう団体に所属しているという程度のことで、それ以上にかかわったことはありません。

あなたが水産学会誌に投書をした後、これからどういう方々にこの投書を配りましたか。

水俣病関係の方に何人かに。

何人かの中はあなたが出したんでしょうから、名前を覚えてられる方がありますか。

そうですね。

名前を言ってみてください。

マルヤマトクジ先生、ハラダマサズミ先生。

ミヤザワノボル先生は。

知りません。

三森先生は。

知りません。

あなたが出した水産学会の会員の声というのは、どういう性格のもので、いつできて、誰が主催しておりましたか。

これは水産学会誌が和文誌と英文誌、混在してたものが和文誌と英文誌と分ける、それがもう20年ぐらい前になるでしょうか、そういうときに和文誌はもっと幅広く論文以外のものを載せようということになって、その中に会員の声というものも積極的に載せようじゃないかということで用意しました。

誰が提案したんでしょうか。

私も提案者の1人だったと思うんです。

あなたも提案者の1人ですね。

はい、私はその学会誌の分割のときから委員としてかかわり合っていましたので。

そのときに論文以外のものを載せようではないかということの中に、どういうふうなものをイメージされましたか。

科学的な論争ですね。

論争を入れると。

はい。つまり、一番面白いというか、読者がどういうものが面白いだろうという、1つですけども、論争というものもありました。

論争を入れると。それを最初から。

考えてました。

考えてたんですか。

はい。

あなたは、科学者の論争が投書という審査のないところで行われて、それが意味があるもんだと、そのときはお考えになってたのですか。ただ意見の言い合いということで、学会誌がそういうことをしていいとお考えになったの

ですか。

質問の意図がよく分かりませんが、それは当然あり得るだろうと。

いろいろな意見が対立する場面というのはありますから、ですから。

それに対して、会員の1人である河野さんから、会員の声というのは、学会  
そういうものでは、それは論文の範疇のものであって、論文にならないもの  
が、会の在り方その他について運営するもので、鈴木先生の投書は会員の声  
の性格に著しく違反してるという会員の声の投書がありました。投書が来  
たときにあなたは知ってましたか。

投書が掲載されてから私は知りました。

あなたは、その投書が来たときに、それが自分の名誉に著しく反するという  
ことで、水産学会に抗議を申し込んだことはありませんか。

掲載前にはありません。

掲載後に。

掲載後にはあります。

それでは、今、河野さんの名前が出ましたが、河野さんというのはどうい  
う方ですか。

水産実験所に勤務されていた、助教として勤務されていた方です。

そうすると、上司に当たると考えてよろしいですか。

私はそうは理解していません。

山森先生はどういう方ですか。

研究室の先輩であった。

研究室というのはどういう研究室ですか。

もともとの私が。

魚類生物学。

魚類生理学研究室の先輩であり、北里大学の教授でした。さらに言う  
ならば、北里大学からは別の教員を介して水産実験所に学生を派遣し



ていた、そういう形で水産実験所とかかわりのある方です。  
あなたとはどういうかかわりですか。

直接は関係ありません。

古川清さんという方はどういう方ですか。知ってますか。

はい、水産実験所の利用者の1人です。

どういう立場で利用してる人ですか。

東大の教員の1人として、水産実験所を利用して研究をすると。  
利用するというと。

附属施設は共同利用の施設ですので、いろいろな人がこういう研究を  
やりたいということで利用することは受け入れてますので、そういう  
人です。

大体利用するために浜名湖の現地に居住してるということも知ってますか。

はい、知ってます。

この3氏があなたの研究室の先輩、後輩、それからあなたの臨湖実験所の職  
員、この3人がこの裁判に対して意見書を出してるということでいらっしや  
いますが、あなたはこれを読んでませんか。

ちらっと、ざっと目を通しました。

#### 乙第19号証（意見書）を示す

それでは、その目を通したことについてですが、この中で3氏が特にあなた  
に対して問題だということまで主張してる箇所、あなたの態度がありますが、  
それについてこれを読んだとき、あなたがそれになるほどと思ったのか、反  
論したのか、聞きたいと思います。あなたは、こういうことを言ったことが  
ありますか。2ページ目の下から4行目以降、西村先生は公開の席で議論す  
る気であるとおっしゃいましたが、これについては明確にお断りします、批  
判してるのは私であって、批判される側が批判する側に批判する方法を指定  
する権利はないはずですよというふうにあなたは書いたとなってますが、書き

ましたか。私に手紙をくれたものですが、もう1回ここに書かれてるので聞きます。あなたが書いたことを覚えてますか。

書いたかもしれませんね。

その後、私にさらに来た手紙があります。それをこの号証では資料として引用していますが、その中ではこういうことが書かれています。これは3ページの上から6行目です。回答する意思があるか、ない場合、あるいは返答がない場合には、「水俣病の科学」にはねつ造があったとして、東京大学科学研究行動規範委員会への申立を行うことを申し述べますと書いてありますが、実際にあなたは私に手紙をくれたんですが、これを認めますか。

はい。

実際に申立てをしたんでしょうか。

はい、しました。

その結果はどうだったですか。

残念ながら名誉教授は対象外ということで却下されました。

あなたの、これはその次の4ページの上から8行目からの分ですが、他の投書では、会員の声の書き方で、他の会員の声では、その投書には必ず末尾に名前だけを書く、所属なんかは書かないで書くという投書で氏名が書かれています。原告は投書ではタイトルの次に投書者氏名と所属が続き、最後に文献欄となっておりますが、これは投書の在り方とは違いまして、これを見た人はこれを論文と思い違える可能性があるとは思えませんでしたか。これを取り違える可能性があるとは思えませんでしたか。

論文と取り違える可能性というのはほとんど考えません。大体、上に会員の声というのがちゃんときちんと大きく分かるようになってます。ですから、それと私がこのスタイルをとったのではなくて、日本水産学会の企画広報委員会の指示の下にこういうふうに来上ったのであって、私の責任ではありません。

乙第13号証（メチル水銀の魚体への蓄積機構に関する研究）を示す

あなたは先ほど、自分はこの論文のデータを利用するのであって、この結論とかそういうものを利用しないでも構わないんだと。

私はそう考えています。

この論文を見ると、2ページ目ははっきりと、この2ページ目の下にある図2というのを見ますと、このグラフを見れば、こちらがえさで、上のほうにある線がえらからの取り込みで、この2つを比べてえらからの取り込みが圧倒的だということは、結論を見ないでもすぐ明らかなことなんですけど、このグラフをあなたは科学者として見落としたんですか。

私は、この論文をえらからの吸収効率が酸素と同じであるということ否定するために使ったのであって、どのくらいあると、この実験においてこちらが多かったということ、そのことは私の論旨には重要ではなかったというふうに考えます。

あなたは、それではえらからの呼吸がないということを証明するというだけの意図でもって、これをただ利用すると、このデータを利用したらそれができないので、データを100分の1にしたということですか。

100分の1にしたのは、もう本当に私のミスです。もう私は西村先生が酸素とメチル水銀が同じ効率で取り込まれるということを書いてるから、こういうデータを見れば、それはありませんよということをおっしゃっていただけです。

それならば、あなたは盛んに酸素とメチル水銀の吸収効率と言いますが、効率の定義をしないといけません。効率というのは何を何で割ったものですか。答えられますか。

吸収された酸素、あるいはメチル水銀の量、それからもともと含まれていた量、その比率です。西村先生が書いてる式と、そのとおりです。

もう一度言ってください。取り込まれてる量と。

えらを通した海水中に含まれていた酸素なりメチル水銀なりの量の中で、そのうちのどれだけが体の中に取り込まれるかということ、それが効率だというふうに理解していますが。

そうすると、今のを確認いたしますが、分子に取り込まれる量をとって、分母には海水中のメチル水銀濃度をとれば、それが効率という意味ですか。

基本的にはそういうことだと思いますが。

そのときに、あなたはメチル水銀と塩化メチル水銀の違いというものについて、認識がありましたか。

私はそれを認識する必要があるとは思いませんでした。何のために必要なのか分かりません。

そうすると、それは私の本を読んだらば、そのメチル水銀はほとんどイオン体になると。

そうですね。

そのごく一部分が塩化メチル水銀になるので、塩化メチル水銀の量でそれを割らなければならないということが詳しく出ておりますが、そのことはあなたは理解しなかったか、無視したんですか。

私は、それはこの場において、特に重要だというふうには解釈しませんでした。ですから、無視したと言われれば、無視したのかもしれない。

あなたが、でも理論式が間違いというためには、あなたが間違っただ適用をして、それで違うということは、それで私の理論式が違っていると、「水俣病の科学」は間違いということは主張できると思いますか。

おっしゃってる意味がちょっと理解できないんですけども。

あなたが私の理論式を間違い、だから、それを含めた「水俣病の科学」は間違いと主張するためには、本に書かれてるとおり、海水中の濃度としては正

しく塩化メチル水銀の濃度を使わなければならないのに、あなたはそれを全く意識しなかった、で、メチル水銀全量を使ったと、そんなことをすれば間違いが出るのは明らかですが、自分がやった計算の間違いを基に、メチル水銀濃度が違ってる、「水俣病の科学」が間違いだと主張したことになるんじゃないですか。

「水俣病の科学」の、そのの当該、そのの部分、それを説明している部分、そこにメチル水銀と塩化メチル水銀が比率がどうなってるという記述はありませんでした。そのの部分にはありませんでした。178ページになるんでしょうか、そこにはメチル水銀としか書かれていません。

乙第26号証（水俣病の科学 [増補版]）を示す

大事なのは、この号証の297ページです。

これは第3章です。私は第2章を問題にしてるんです。

あなたが塩化メチル水銀と全メチル水銀との関係が書かれてないと言いましたが、ここでははっきりと全メチル水銀と塩化メチル水銀の割合が、きちっと私は初めて計算して出ておりました。それによると、例えば10パーセント以下、数パーセントだということが出ております。あなたは、この水俣病科学は間違いだと言いながら、こののところ、大事なところを読んでないんですか。

178ページに達するまでには読んでいません。

それでいて、「水俣病の科学」が間違いだということを主張するのは無責任だとは思いませんか。

原告（反訴被告）代理人平河

意見を求めています。

裁判長

先ほど269ページとおっしゃいましたか。

はい。

その部分まではお読みになったのでしょうか。

後から読みました。それによって178ページの解釈を変えなければ  
ならない理由というのは、私には理解できません。

被告（反訴原告）

理解できなかったということですね。

はい。つまり理解できるようには、この本は書かれていなかったとい  
うことです。

乙第19号証（意見書）を示す

先ほどのデータの改ざんと、私が改ざんだと思うことについて、あなたは様  
々な言い訳をしています。あなたは何て言ってるかという、3人の意見書  
の6ページで言ってます。これの下から5行目から始まります。原告は、こ  
れを行動規範委員会調査委員会では記憶違いと言い、それから「お詫びと訂  
正」では読み違いと言い、それから原告の訴状では数値のとり違いと言い、  
それから原告準備書面では転記ミスというふうに言ってますが、これは全然  
違うことを次々と言葉を換えて言っておりますが、あなたはこれは単なる言  
い訳に過ぎないと認めますか。

私は間違いだということであって、その4つについては全て間違い、  
私が間違えたということを認めてる言葉であって、それがそんなにお  
かしなことだと思いませんけれども。

あなたは、過去にもこういうことがあった、またはそういうことをしたとい  
うことはご存じですか。例えば、記憶違い、数値のとり違い、読み違い、転  
記ミスということを科学者がしたのをご存じですか。普通に行われてること  
ですか。

私がしたかという質問ですか。

はい。

私はした記憶はありませんけれども。

これは重大なことだと考えたということでしょうか。

ですから、私は本当に今回は間違えたということは、非常に深刻に受け止めております。

あなたは、盛んに私に答えろというふうなことを要求したけども、そのうち1つが水俣湾の中に動物プランクトンが非常に少ないということを私も水産関係者も言っていて、これを書いておりますが、そのことは魚類学者として認めますね。

いや、西村先生が調べたときに少なかったというんでしたら、そのときは少なかったんでしょう。あるいは、少ない海域を調べたということだろうと思います。

そうすると、そのときに水俣湾のメチル水銀濃度が高かったならば、メチル水銀濃度が低い領域で育ったカタクチイワシが水俣湾に入ってきて汚染されたという可能性があると思いますか。あなたは、そういう可能性について考え及ばなかったのでしょうか。

可能性ということだったら、どんなことだってあろうかと思いますが、ただ私はともかくえさの量をあれだけ少なく。

こういうことについて、私はむしろカタクチイワシの食性について、あなたは回遊性、それから何月にどこに入って、どう回って不知火海を回ってるかということについて、調べたことがありますか。

私は調べていません。

それなのに、そういうことでしたら、私のところに来ればそういうデータがありますから、それを私と共に見て討論すればいいと私は思いましたが、あなたは一切私のところに来る意思がありませんでしたが、なぜ私のところへ来る意思がなかったんでしょうか。

なぜ行かなければならないのか、私にはやはり分かりません。

でも、あなたが分からないことについて、あなたが自分のデータで質問に来るとするのは当然ではないですか。

原告（反訴被告）代理人平河

意見を求めすぎではないでしょうか。

被告（反訴原告）

なぜ来なかったか。過去のことですから。

いや、行く必要がないと判断しただけのことですけども。

被告（反訴原告）代理人小松

甲第7号証（「魚体へのメチル水銀蓄積経路について—『水俣病の科学』の誤り」と題する投稿（日本水産学会誌第73巻5号「会員の声」欄掲載））を示す

996ページの右側ですが、魚への水銀蓄積はえさ由来であるという断言的な表現がありますね。認めますね。

はい。

乙第13号証（メチル水銀の魚体への蓄積機構に関する研究）を示す

藤木論文ですが、24ページの本文の1行目以降ですが、魚体に蓄積するメチル水銀は、えさを介して、えさ中のメチル水銀が蓄積する場合と、環境水中のメチル水銀が体表面、特に呼吸時にえらより体内に入り蓄積する場合とが知られているという記載がありますね。

はい。

だから、この2つの可能性があるると、問題提起がこの論文にされてるということですね。

はい。

この乙13号証の26ページ、下から6行目以降ですが、環境水中のメチル水銀濃度が正常より高い場合には、食物連鎖よりむしろ体表面からの吸収による蓄積が主体であることがうかがえると記載されてますね。

はい。



この体表面というのは、一番この論文の冒頭の問題提起からすると、えらからということになりますね。

はい。

このような論文がありながら、先生は甲第7号証の2枚目、996ページで魚への水銀蓄積はえさ由来であると断言されたんですか。

はい。

こういう論文があっても、こういうふうに断言したということですね。

そうですね。

先ほど、先生は甲7号証を水俣病の関係している人に送ったとおっしゃいましたね。

はい。

何人くらい送ったんですか。

私はそんなにこの分野に幅広く知り合いがいるわけじゃないので、水俣フォーラム以外では、先ほど言った2人ぐらいしか、あとは中西先生ぐらいですね。そのぐらいしか記憶してません。

原告（反訴被告）代理人岩井

先ほどの西村先生のほうから、なぜ来なかったのかという質問が繰り返されましたね。

はい。

あなたとしては、メールや東工大での質問や、そういうところで2つの疑問を提示して、まさにその質問に、物理的かどうかは別として、質問に行ったというような感覚はあったんじゃないんでしょうか。

そうですね、私はもう明確な形で自分の質問を西村先生に提示してるということで、西村先生がそれに反論するということであるならば、こういう資料を示してほしいということまでも含めて伝えてありますので、あえて何う必要もないというふうに考えています。

これは名誉毀損では直接は関係ありませんけども、ちょっと話題に出てるので確認をしますけれども、先ほど西村先生からあなたがカタクチイワシの食性や回遊性、そうしたことについて理解してるんですかというような趣旨の質問がありましたね。

はい。

あなた自身も、このカタクチイワシがどの程度の量のえさをとってるのかという質問を西村先生にしましたね。

はい。

先ほど、西村先生はもう水俣湾では動物プランクトンが非常に少ないということ的前提にしていますけれども、全体的には少なくとも、例えばその動物プランクトンが一定の場所に集まってるのかというようなことというのはあり得るのでしょうか。

はい、まさにそういうことだと私は考えています。魚がどのくらいのえさを食べてるのかということは、これは水産学の中で非常に重要なテーマで、多くの方が研究に取り組んでいます。で、実際にカタクチイワシがどのくらい食べてるのかということについて、この春、修士論文の発表会でそういう発表がありました。それによると、1日当たり体重の4.5パーセント、または6.3パーセントという値が出ています。これはデータを解釈の仕方です。1日中まんべんなく食べていたら4.5パーセントというふうに解釈すべきだろうと、夜間、夜、集中的に食べるとすると、6.3パーセントぐらいになるだろうということですね。6.3パーセントということは、体重1キログラム当たり63グラムです。西村先生の考え方だと体重1キログラム当たり0.39グラムにしかないというのが私の書いた趣旨ですので、もうそこで100倍以上の違いがあるということです。

あなたが書いた会員の声では、今のパーセントで言うと3パーセントという

ことを前提にして議論してますが、最近の最新の報告ではそれ以上のものがあるということですね。

そうですね。ですから、あるところで海域で調べてプランクトンが少ないからと言って、魚は必死になってえさの豊富なところを探して回遊してますので、そこで十分なプランクトンを食べていなければ生きていけません。ですから、もっとたっぷり食べてるはずなんです。

西村先生の陳述書でも、動物プランクトンは夜間、海面近くに集まるので、夜に採取をしたというように書いてありますけれども、動物プランクトンというのは、そういうふうに局所的に、また時間によっていろんな集まってる場所が違うということですか。

はい、日が暮れるとさあっと集まってくる現象は、海で調査したことのある人だったら、よく見ていることです。

乙第19号証（意見書）添付の資料8を示す

先ほど被告の代理人の弁護士の先生から示されたものなんですが、添付の資料8、「水銀」というふうにかかれた本の中の、その「水銀」の書物の中の204ページの真ん中辺を先ほど示されましたね。

はい。

ここで先ほど被告代理人の弁護士の先生が、これはあなたの主張に合いますかという形で質問をしたんですけれども、しかしながらという真ん中辺のパラグラフで、微量ながら含まれた水の汚染がえら、または飲水吸収されて、最初の濃度蓄積量を高めているものとみなされるというふうに書いてありますね。

はい。

ここで、この本ではえらと飲水吸収と2つ分けて書いてますね。

はい。

これはどういう趣旨か分かりますか。

一般的に海水魚というのは水をよく飲みます。淡水魚はほとんど飲まないのに対して。そういう意味で、水を飲むということも考慮してるんじゃないかというふうには思います。

そうすると、それはえらから吸水することと、飲水で吸水することと、それは2つ別の考えということになるのでしょうか。

別、一応分けて考えるべきだろうとは思いますが。

そうすると、そういう意味では、えらでの変換効率が幾らなのか、もしくは飲水での変換効率が幾らなのか、もしくは直接のえさでの変換効率は幾らなのか、ここら辺はなかなかまだはっきり分からない部分というのはあるわけでしょうか。

はい、効率ということに言えば、えさからのメチル水銀というのは、非常に効率よく取り込まれるという研究論文があって、私は会員の声で発表した文書の中にそれは引用しています。吸収したもののほぼ100パーセントぐらいが、えさの中に含まれてるメチル水銀、100パーセント近いものが体の中に取り込まれてしまうということが幾つかのデータによって明らかになっています。

この場合、飲水吸収と水に含まれてる動物プランクトンとは一応違うと考えたほうがいいんですか。

その辺りはちょっとよく分かりませんが、飲水したら吸収される可能性は高いかもしれません。

いずれにしても、あなたが一貫して西村先生に質問を出してる2つの根拠は、実験のデータがあるんですかという質問ということでもよろしいですか。

そういうことです。何らかの根拠があってこういうことを言ってるのでしょうかということ、もうちょっと分かるような形でお話したいというように思っています。

林裁判官

西村さんからデータの改ざんとか、ねつ造という主張があるのですけれども、125倍の過大評価という結論を1万2500倍の過大評価と、あえて数値を操作することによって、何か鈴木さんのほうで受ける利益とか、メリットというものはあるんでしょうか。

メリットはありません。デメリットだけです。現にこういう場に来ることになりました。

#### 被告（反訴原告）

鈴木さんの主張は、「水俣病の科学」という本の誤りというふうに主張されてるようですが、主な理由は何なんでしょうか。個々の点は分かりますが、誤りとした一番ポイントは何なんですか。

私は全部を否定しているつもりはありません。この中のこういう部分が誤りであるということを指摘しただけです。

それにしても、題のつけ方が非常に不適切だということは東京大学からも指摘されましたが、あなたはそれを指摘にかかわらず、改めず、誤りということにただクエスチョンをつけただけで、水産学会誌の訂正文を出してますが、そういうことでいいとお考えになったんですか。

私が訂正は、行動規範委員会の委員長らと話し合った結果で、ああいうふうにしています。

あなたは正しく理解してるかどうかですが、効率と言ったときに私は膜理論での効率、吸収率は、吸収というのは分圧の差、これはちょっと科学論争になって申し訳ないんですが、海水側の分圧と、体内側の圧力、メチル水銀も酸素もそれぞれの圧力の差を分圧の差といいます、それが駆動力になって、それに従って酸素とメチル水銀がここに。しかし、それにさらに効率がかかるというふうなことをちゃんと書いておりますが、あなたはそのことを理解した上で効率ということを言ってるんですか。先ほど、あなたは海水の濃度との差、比で言ってますが、分圧という問題をちゃんと考えて。

突然分圧がなぜ出てくるのか、よく分かりません。メチル水銀は塩化メチル水銀になると、イオン化してるというのが西村先生のお話だったんで。

何て言ったんですか。

イオン化してるんじゃないんですか。塩化メチル水銀は。

あなたはそう理解してたんですね。

じゃあ、それは私の誤りかもしれません。分圧というからには気体ですね。分圧という言葉でメチル水銀をとらえてるということは、メチル水銀は気体として考えてらっしゃるということですね。

あなたはメチル水銀と塩化メチル水銀の違いを理解してますか。

西村先生と同じようなレベルで理解していない可能性が高いですね。

そうすれば、それは本に書いて詳しく分けてありますが、そこを。

178ページの記述には分けてありません。

そのときに塩化メチル水銀の分圧を、蒸気圧を正確に測って、それで蒸気圧の差で移動が起こると、それに効率を掛けなければいけないということが書いてあるんですが、あなたはそのことを理解できなかったんでしょうか。

理解する必要があるとは思いません。

以上